

～特定行為研修に関する説明会開催のご案内～

岩手病院では、令和 2 年度より厚生労働省の指定研修機関として呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連、ろう孔管理関連の特定行為教育課程を開講しています。令和 5 年 10 月現在で延べ 6 名の修了生が院内で活躍しています。

1. 看護師の特定行為研修について（日本看護協会ホームページより）

<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/about/>

「特定行為に係る看護師の研修制度」は、保健師助産師看護師法に位置付けられた研修制度で、2015 年 10 月から開始されています。

手順書により特定行為を行う場合は、本研修の受講が必要となります。

研修を修了した看護師には、患者さんの状態を見極め、タイムリーな対応をすることなどが期待されています。

研修を受けると、このように変わります

タイムリーなケアの提供が可能に！



2. 令和6年度 特定行為研修生募集概要

特定行為区分の名称	① 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 ② ろう孔管理関連
募集人数	上記①②合わせて5名
研修実施期間	令和6年6月～令和7年2月末予定 開校式：令和6年6月予定 共通科目（e-ラーニング、演習） 区分別科目（e-ラーニング、演習） e-ラーニングのため職場を離れることなく研修を受講することができます。 参考：当院での研修・試験などでの通学日数は約20日／1年間
費用	募集要項参照 岩手県の補助金については3を参照
出願受付期間	令和6年2月5日～2月19日必着
応募必要書類	書類（履歴書、志望動機、推薦書） * 当院ホームページよりダウンロード可能
募集の要件	① 日本国内における看護師免許を有すること ② 看護師免許取得後、5年以上の実務経験を有すること ③ 所属施設長の推薦を 国立病院機構の看護師に関わらず受講が可能です （例：訪問看護ステーション在籍の方など）
選考試験	令和6年3月21日（木）予定 小論文（800字程度）及び面接試験

3. その他

補助金については岩手県保健福祉部医療政策室までご確認ください。岩手県外の方につきましては、お住まいの都道府県の担当課にお問い合わせください。

4. 特定行為研修に関する説明会の開催について

あなたも特定行為研修を受講してみませんか？

「どのような研修を受講するのだろうか？」

「仕事と研修の両立は可能なのだろうか？」

特定行為研修の受講を希望している方でも、上記のような不安をもっているのではないのでしょうか？

当院の特定行為研修修了者が特定行為研修の実際について、説明し質問にお答えします。

日時：令和5年12月14日（木）

令和6年1月18日（木）・1月25日（木）16:30～ 30分程度

方法:ZOOM ミーティング（直接当院に来院していただき対面での説明会も可能です）

申し込み：随時お受けします

申し込み方法：次のアドレスへ必用事項を記載し申し込みをお願いします。

アドレス：特定のアドレス 111-tokutei.kango@mail.hosp.go.jp

担当者：副看護部長 船田

電話：0191-25 - 2221（代表番号）

（必要事項）

氏名：

勤務先：

E-メールアドレス：

電話番号：